

令和6年4月12日
(2024年)

各位

吹田市選挙管理委員会事務局

吹田市選挙人名簿管理システム（標準化対応）構築及び利用調達に関する質問について（回答）

吹田市選挙人名簿管理システム（標準化対応）構築及び利用調達に係る入札について、御質問をいただきましたので、以下のとおり回答いたします。

No	質問項目	質問内容	回答										
1	入札実施要領 P2 5 入札参加資格(7)	「品質マネジメントシステム(ISO9001)、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)、プライバシーマークの認証を受けていること。」とありますが、いずれかの認証を受けているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。										
2	入札実施要領 P5 15 積算内訳書の提出	「落札者は、落札者決定後に積算内訳書を提出しなければならない。」とありますが、提出期限はありますか？ 入札日に準備（落札した場合の即時提出）が必要になりますでしょうか？	積算内訳書、誓約書ともに即時の提出は不要ですが、契約締結（5月中を想定）までの期間に提出をお願いします。										
3	入札実施要領 P5 16 誓約書の提出	誓約書の提出期限はありますか？ 入札日に準備（落札した場合の即時提出）が必要になりますでしょうか？											
4	入札実施要領 P6 18 契約の保証	「各業務に係る1年あたりの契約金額の～」とありますが、本業務の契約は単年度に分割しての契約締結となるのでしょうか？ ※構築業務に関する履行期間は「令和8年3月31日」までとなっておりますが、令和6年度契約、令和7年度に分かれるという認識でしょうか？	当該記載は契約保証金の積算条件について示したものであり、年度等期間による契約の分割は予定しておりません。										
5	仕様書 P7 5 非機能要件 (2)規模要件 ア 利用者数等 表4 想定利用者数等	各サブユニット毎に利用端末台数が記載されておりますが、サブユニット間で共有する端末はありますか？ ※「選挙人名簿管理」が19台、「期日前・不在者投票管理」が15台となっておりますが、合計34台で使用するのか、共有して（例えば）合計25台で使用するようになるのか、という点についてご教示願います。	標準仕様書に示されるユニット間の連携により、実利用端末数が減少することについて問題はありませぬ。 (ユニット間連携を活用した構成例) <table border="1"><thead><tr><th>サブユニット</th><th>実利用端末数</th></tr></thead><tbody><tr><td>選挙人名簿管理</td><td>7台</td></tr><tr><td>期日前・不在者投票管理</td><td>15台</td></tr><tr><td>当日投票管理</td><td>116台</td></tr><tr><td>在外選挙管理</td><td>4台</td></tr></tbody></table>	サブユニット	実利用端末数	選挙人名簿管理	7台	期日前・不在者投票管理	15台	当日投票管理	116台	在外選挙管理	4台
サブユニット	実利用端末数												
選挙人名簿管理	7台												
期日前・不在者投票管理	15台												
当日投票管理	116台												
在外選挙管理	4台												

No	質問項目	質問内容	回答
6	仕様書 P8 6 情報システム稼働 環境要件 (1)ガバメントクラウド	「ガバメントクラウド運用管理補助の委託も含むことを前提とする。」とありますが、利用の履行期間中に係る運用管理補助の経費も入札書記載金額に含むという認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 P14 10 運用保守要件	17行目「当該運用保守に係る作業も参考費用に含めて積算すること。」とありますが、選挙執行時における投票所への設営や現地立会い等に係る費用については、運用保守には含まれない（別途経費提示及び契約締結）という認識で間違いありませんでしょうか。 特に、当日投票管理サブユニットの端末については、選挙執行ごとにレンタルした端末にインストールする形式との仕様（仕様書 P7 (2)規模要件 ア利用者数等に記載）ですが、インストールやデータセットアップに係る作業経費は含まれないという認識でよろしいでしょうか？ ※もし含める場合は、利用の履行期間中に何回程度の選挙執行を想定とした経費を見込めばよいかについてご教示願います。	仕様書記載のとおり、市民への影響が甚大である場合を除き、保守員の立会いは業務に含みません。 また、当日投票管理サブユニットのインストールやデータセットアップを含む標準仕様内作業を行うにあたって、都度保守員の立会及び経費を要する作業が必要な運用は想定しておりません。 なお、選挙執行時の市職員の負担軽減のため、システムに係る作業や技術的サポートを委託する場合は本業務とは別に契約を検討します。

【問い合わせ先】

吹田市選挙管理委員会事務局 上野・笹岡

電話番号 06-6384-2487 FAX 06-6368-9909

メールアドレス senkanjm@city.suita.osaka.jp